

8. 資料

① 子育て支援制度をご存知ですか

児童手当など

家庭と子どもの幸せのための **児童手当** などをご存知ですか？

豊かで活力ある社会を将来にわたって維持していくためには、これからの未来を支える子どもたちが、心も体も健やかに育ち、幸せになることが不可欠です。

そのためには、家庭における生活の安定が一番！

子育てにかかる費用の一部を、支給・助成する児童手当などの制度があります。これらの制度は、子どもと暮らし、子どもを養い、守り育てる方々の生活を安定させ、生活の質が高まるよう支援することが目的です。

これらの制度はいずれも申請して、認定されないと受けることはできません。また申請前にさかのぼって受けることはできません。

制度によってそれぞれ所得制限をはじめ、いくつか受けるための条件があります。制度は改正されることもあります。詳しくは問い合わせ下さい。

問い合わせ

調布市子ども生活部子ども家庭課 TEL 042-481-7093

② 児童憲章

制定日 昭和26年5月5日

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

1. すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

③ 虐待とは

注意深く見守って下さい。



たとえ親からの愛情で行なわれた「しつけ」であっても、結果的に子どもの心身に著しく有害な影響を与えているとすれば、結果的には「虐待」であるといえます。皆さんの目からお子さんの関わりをみて「おかしい、やりすぎではないか」と思う場合は、早めに専門機関に相談しましょう。ときには子どもの命にかかわる深刻な問題です。いち早く発見し、支援の手を差し伸べるために、社会全体の協力が求められています。

Q、もし…虐待でなかったら？

A、虐待と疑われるときは通報しなければならない義務があります。
虐待でなくても、推察でよいのです。報告が、法的に義務付けられています。



【虐待が疑われる時の通報先】

◎多摩児童相談所

多摩市諏訪 2-6

Tel 042-372-5600

時間：9時00分～17時00分

○子ども家庭支援センターすこやか

調布市国領町 3-1-38 ココスクエア 2階

Tel 042-481-7733

開館時間：9時00分～17時00分

休館日：第3土曜日とその翌日及び年末年始（12月29日から1月4日）

※休日、夜間は東京都児童相談センター 03-3208-1121

◎すこやか虐待防止ホットライン

☆0120-087-358

・子育て中の保護者の方から「子育てが辛い」「このままでは虐待しそう」などの相談のほか、子ども自身からの「親のことで悩んでいる」「虐待を受けている」などの声を積極的に受け付けています。また市民の方からの緊急的な声に応える窓口として、虐待の防止や子育ての不安を持つ親子に積極的な支援を行っています。

・相談時間や休館日は“子ども家庭支援センターすこやか”と同じです。

分 類	定 義	例えば…
身体的虐待	児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。	たたく、ける、つねる、なぐる、激しく揺さぶる、振り回す、噛む、しばる、水につける、火を押し付ける、首を絞めるなど。
性的虐待	児童にわいせつな行為をすること又は児童にわいせつな行為をさせること。	性的暴行、性関係の強要、ポルノの被写体とするなど
ネグレクト (養育の拒否や 放置)	児童の心理の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。	食べ物やミルクを与えない、衣服をかえない、学校に行かせない、危険な場所に放っておく、医者にみせない、家に閉じ込めるなど。
心理的虐待	児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	子どもの存在を無視する、おびえさせる、罵声をあびせる、ひどい言葉でなじる、むりじいするなど。

（「児童虐待の防止等に関する法律」第2条児童虐待の定義から）

④ 調布市子ども家庭支援センター

「ファミリー・サポート・センター事業」

子育てのお手伝いをしてほしい方（依頼会員）と、子育てのお手伝いができる方（協力会員）に会員として登録していただき、センターのアドバイザーが依頼に応じて協力してくださる方を紹介します。

援助内容は、保育園・幼稚園への送迎、一時保育などです。

【問合せ先】

子ども家庭支援センターすこやか内 ファミリー・サポート・センター



〒182-0022

調布市国領町 3-1-38 ココスクエア1階

TEL 042-481-7730(ファミリー・サポート・センター専用)

受付時間 9時00分～17時00分

休館日 第3土曜日とその翌日及び年末年始

<http://www.jigyodan-chofu.com/sukoyaka/>

詳しくは、「子ども家庭支援センターすこやか」の担当者までお問い合わせ下さい。

—このページに関するお問い合わせ先—

子ども生活部 子ども政策課 Tel: 042-481-7105・7757・7133

Fax: 042-499-6101

E-mail: kosodate@w2.city.chofu.tokyo.jp

⑤ 「休日保育事業」とは

保育園がお休みの日曜日・祝日の保育を実施しています。市内在住で、認可保育園に通園中の生後3か月から就学前までの児童が対象です。

詳細は、施設ホームページをご確認下さい。

施設名 (問合せ先)	実施日	実施時間	対象	定員
ベネッセひまわり 保育園 042-481-7107	日曜日・祝日 (年末年始を除く)	8時30分 ～17時30分	満1歳～ 就学前	3人

⑥ 「病児・病後児保育事業」とは

病気の急性期、または回復期にある満1歳から小学校6年生のお子さんを短期間お預かりする事業です。

保育所や幼稚園、小学校等に通っているお子さんが病気の急性期、又は回復期にあるために、集団保育を送ることが困難な場合、一時的にそのお子さんをお預かりし、保護者の子育てと就労の両面を支援するためのものです。

お子さんをお預かりする施設は、看護師・保育士が配置されているほか、医院の回診体制も整っておりますので、お子さんの病状の変化に直ちに対応することができます。

● 対象となるお子さん

市内にお住まいで、保育所や幼稚園小学校に通っている満1歳から小学校6年生までのお子さんです。

● 事前に登録が必要です

この事業を利用する前に、あらかじめ「利用登録申込書」を提出して下さい。

※登録の有効期限はその年度の末日までです（単年度更新制）。登録方法など詳しい問い合わせはこちらまで。

子ども生活部子ども政策課保育・幼稚園係

Tel： 042（481）7132・7133・7134・7758

● 施設の概要（両施設共に病児対応施設型）

「エンゼルケアルーム」（医療機関に併設）

- (1)所在地 調布市布田6丁目25番地2
- (2)電話番号 042-480-6160
- (3)交通 京王線布田駅南口から徒歩約7分
京王線調布駅東口から徒歩約10分
京王線調布駅南口からバス約3分「品川通り上布田」下車
- (4)開設日 月～金（祝祭日、年末年始を除く）
- (5)保育時間 8時30分～17時30分
- (6)定員 1日4名まで
- (7)指導医 ごとうクリニック
- (8)配置職員 看護師、保育士

「ポピンズルーム調布」（保育所に併設）

- (1)所在地 調布市西つつじヶ丘2丁目1番地31
- (2)電話番号 03-5384-2181
- (3)交通 京王線つつじヶ丘駅北口より徒歩約3分
- (4)開設日 月～金（祝祭日、年末年始を除く）
- (5)保育時間 8時30分～17時30分
- (6)定員 1日4名まで
- (7)指導医 石川こどもクリニック、佐々木こどもクリニック
- (8)配置職員 看護師、保育士

